

神戸市看護大学大学院学則

2019年4月1日  
学則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第9条）
- 第3章 修業年限及び在学年限（第10条—第12条）
- 第4章 教育課程及び履修方法等（第13条—第18条）
- 第5章 課程の修了及び学位の授与（第19条—第21条）
- 第6章 入学、転学、留学、休学、復学、退学、除籍及び再入学（第22条—第28条）
- 第7章 賞罰（第29条）
- 第8章 科目等履修生、研究生及び外国人研究生（第30条—第32条）
- 第9章 授業料等（第33条）
- 第10章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 神戸市看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与するとともに、人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（研究科）

第2条 本大学院に看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

（課程）

第3条 研究科に博士課程を置く。

- 2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取扱うものとする。
- 3 博士前期課程は、大学の学部における一般的及び専門的基礎のうえに、広い視野に立って精深な学識を教授し、研究能力及び高度な専門性を有する看護実践能力を養うものとする。
- 4 博士後期課程は、看護学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（専攻）

第4条 研究科に看護学専攻を置く。

（学生定員）

第5条 研究科の定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程名	専攻名	入学定員	収容定員
看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	28名	56名
	博士後期課程		3名	9名

（教員組織）

第6条 本大学院の授業科目の授業（以下「授業」という。）及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、学長、教授、准教授及び講師の中からこれに充てる。

2 必要がある場合は、前項の教員に非常勤講師を加えることができる。

3 必要がある場合は、授業の補助等のために助教を加えることができる。

（研究科長）

第7条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、学長が研究科委員会を構成する教授の中から指名する。

（研究科委員会）

第8条 本大学院の管理運営のために研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 研究科担当の教授、准教授及び講師

(3) その他の研究科長が認めた者

3 委員会の委員長は、研究科長をもって充てる。

4 委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第9条 本大学院の学年、学期及び休業日については、神戸市看護大学学則（2019年4月学則第1号。以下「本学学則」という。）第9条から第11条までの規定を準用する。

第3章 修業年限及び在学年限

（標準修業年限）

第10条 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第11条 博士前期課程又は博士後期課程の学生が、職業を有している等の事情により、前条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（在学年限）

第12条 学生は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えて在学することはできない。

第4章 教育課程及び履修方法等

（教育方法）

第13条 本大学院の教育は、授業及び研究指導によって行うものとする。

（教育方法の特例）

第14条 教育上特別の必要があると認める場合には、通例と異なる特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目及び履修方法）

第15条 授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、公立大学法人神戸市看護大学大学院履修規程（2019年4月規程第90号）で定める。

（単位計算の方法、単位の授与及び成績の評価）

第16条 単位計算の方法，単位の授与及び成績の評価については，本学学則第15条，第16条及び第19条の規定を準用する。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第17条 研究科において教育上有益と認めるときは，他の大学との協議に基づき，学生が他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により，学生が修得した単位は，10単位（博士後期課程にあつては，4単位）を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修単位等の認定）

第18条 教育上有益と認められるときは，学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を，本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，再入学の場合を除き，本大学院において修得した単位以外のものについて，10単位（博士後期課程にあつては，4単位）を超えない範囲内で認めることができる。

#### 第5章 課程の修了及び学位の授与

（博士前期課程の修了要件）

第19条 博士前期課程の修了要件は，本大学院博士前期課程に2年以上（優れた業績を上げた者にあつては，1年以上）在学し，所定の授業科目について30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上で修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究論文」という。）の審査及び最終試験に合格することとする。

2 修士論文又は課題研究論文の審査及び最終試験については，公立大学法人神戸市看護大学学位規程（2019年4月規程第97号。以下「学位規程」という。）で定める。

（博士後期課程の修了要件）

第20条 博士後期課程の修了要件は，大学院に5年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者については，当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し，博士後期課程授業科目について20単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，本大学院に3年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者については，当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 博士論文の審査及び最終試験については，学位規程で定める。

（学位）

第21条 本大学院において博士前期課程を修了した者に対しては，修士（看護学）の学位を，博士後期課程を修了した者に対しては，博士（看護学）の学位を授与する。

2 学位の授与については，学位規程で定める。

#### 第6章 入学，転学，留学，休学，復学，退学，除籍及び再入学

（入学の時期）

第22条 入学の時期は，学年の始めとする。

（入学資格）

第23条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学をいう。以下同じ。）を卒業した者。
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を文部科学大臣が定める件（昭和28年文部省告示第5号）により文部科学大臣が指定する者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (9) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を文部科学大臣が定める件（平成元年文部省告示第118号）により文部科学大臣が指定する者
- (6) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者（入学の出願及び入学者の選考等）

第24条 入学の出願、入学者の選考、入学の許可及び入学手続は、本学学則第22条から第24条までの規定を準用する。

（転学）

第25条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

（留学）

第26条 外国の大学院等に留学しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第10条に規定する期間に算入することができる。

(休学及び復学)

第27条 学生の休学及び復学については、本学学則第30条及び第31条の規定を準用する。ただし、休学期間は、博士前期課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることはできない。

(退学、除籍及び再入学)

第28条 退学、除籍及び再入学については、本学学則第32条から第34条までの規定を準用する。

#### 第7章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第29条 学生に対する表彰及び懲戒については、本学学則第35条及び第36条の規定を準用する。

#### 第8章 科目等履修生、研究生及び外国人研究生

(科目等履修生)

第30条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第31条 特定の事項について研究を願い出る者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(外国人研究生)

第32条 外国人で本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人研究生については、定員外とすることができる。

3 外国人研究生について必要な事項は、別に定める。

#### 第9章 授業料等

(授業料等)

第33条 授業料、入学選抜料及び入学金の額並びに徴収に関しては、別に定める。

#### 第10章 雑則

(その他)

第34条 この学則に定めるもののほか、本大学院に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

#### 附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。